

鹿 児 島 県 公 報

平成30年3月23日（金）第3401号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例（※） (議事課取扱い) 2
- 鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（※） (議事課取扱い) 2
- 鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（※） (人事課取扱い) 3
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※） (人事課取扱い) 4
- 鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例（※） (人事課取扱い) 4
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※） (財政課取扱い) 6
- 鹿児島県地域雇用創出推進基金条例を廃止する条例（※） (財政課取扱い) 12
- 鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（※） (税務課取扱い) 13
- 鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（※） (保健医療福祉課取扱い) 13
- 鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（※） (保健医療福祉課取扱い) 14
- 鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（※） (保健医療福祉課取扱い) 14
- へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（※） (地域医療整備課取扱い) 17
- 鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（※） (介護福祉課取扱い) 18
- 鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（※） (介護福祉課取扱い) 19
- 鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例（※） (介護福祉課取扱い) 19
- 鹿児島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（※） (介護福祉課取扱い) 19

- 鹿児島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び鹿児島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（※）（障害福祉課取扱い） 20
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（※）（生活衛生課取扱い） 21
- 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）（生活衛生課取扱い） 22
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（産業立地課取扱い） 23
- 鹿児島臨海環境整備基金条例を廃止する条例（※）（産業立地課取扱い） 23
- 大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（農政課取扱い） 23
- 指定種子生産審査条例を廃止する条例（※）（農産園芸課取扱い） 24
- 鹿児島県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（※）（道路維持課取扱い） 24
- 鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例（※）（河川課取扱い） 34
- 鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例（※）（都市計画課取扱い） 35
- 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 36
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 36
- 鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例（※）（監査委員事務局取扱い） 36

条 例

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第5号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成3年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表環境厚生委員会の項中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第6号

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関す

る条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成10年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「 | 日置市 | 1人 | 」を

「 | 日置市 | 2人 | 」に、

「 | 奄美市及び大島郡龍郷町 | 2人 | 」を

「 | 奄美市及び大島郡龍郷町 | 1人 | 」に改める。

附則第4項中「日置市」を「奄美市及び大島郡龍郷町」に改める。

附 則

この条例は、平成31年3月30日以後に行われる一般選挙から施行する。

.....

鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第7号

鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第24項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫，国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に掲げる法人又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）の規定による地方住宅供給公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）を「改正前の鹿児島県職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等職員（」に、「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第9項中「改正前の鹿児島県職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）」を「旧条例」に改める。

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第5項の改正規定（「100分の87」を「100分の83.7」に改める部分を除く。）及び附則第9項の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第8号

鹿児島県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特種勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次の1号を加える。

(4) 職員が家畜運動用機械を用いて種雄牛に強制的に運動させるための準備作業（当該機械に種雄牛をつなぐ作業に限る。）に従事したとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第9号

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県部等設置条例（昭和27年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（公衆浴場入浴料金審議会条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

(1) 公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和39年鹿児島県条例第91号）第7条

- (2) 鹿児島県精神保健福祉審議会条例（昭和40年鹿児島県条例第43号）第6条
- (3) 鹿児島県障害者施策推進協議会条例（昭和49年鹿児島県条例第21号）第7条
- (4) 鹿児島県社会福祉審議会条例（平成12年鹿児島県条例第32号）第8条
- (5) 鹿児島県生活衛生適正化審議会条例（平成12年鹿児島県条例第44号）第8条
- (6) 鹿児島県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年鹿児島県条例第28号）第4条
- (7) 鹿児島県国民健康保険条例（平成29年鹿児島県条例第36号）第7条

（鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の表中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

（鹿児島県手数料徴収条例の一部改正）

- 4 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部の表中1の項を削り，2の項を1の項とし，3の項を2の項とし，4の項を3の項とし，同表の備考1から3までの規定中「4の項」を「3の項」に改める。

別表第1 保健福祉部の表中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改め，17の項を削り，16の項を17の項とし，1の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ，同表に1の項として次のように加える。

1 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。），児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。）及び児童	(1) 法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士試験手数料	12,700円
	(2) 法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	保育士登録申請手数料	4,200円
	(3) 政令第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	保育士登録証書換え交付手数料	1,600円
	(4) 政令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	1,100円
	(5) 省令第6条の11の2第1項の規定に基づく保育士試験全部免除申請手	保育士試験全部免除申請手	2,400円

福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。)の施行に関する事務	験の全部の免除の申請に対する審査	数料	
	(6) 省令第6条の13の規定に基づく保育士試験又は一部科目合格に関する証明書の交付	保育士試験関係証明書交付手数料	400円

(鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

5 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例（平成25年鹿児島県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部県民生活局」を「くらし保健福祉部」に改める。

(調整規定)

6 附則第3項及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年鹿児島県条例第32号）の規定による鹿児島県事務処理の特例に関する条例の改正については、同条例は、鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いで附則第3項の規定によって改正されるものとする。

7 附則第4項及び鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成30年鹿児島県条例第10号）の規定による鹿児島県手数料徴収条例の改正については、同条例は、鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いで附則第4項の規定によって改正されるものとする。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第10号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 環境林務部の表2の項の(4)の次に次のように加える。

(4)の2 7第1項の規定に	法第12条の 2以上の 事業者に	147,000円
-------------------	------------------------	----------

基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	よる産業廃棄物の処理特例認定申請手数料	
(4)の3 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理特例変更認定申請手数料	134,000円

別表第1 環境林務部の表5の項の(9)中「75,000円」を「67,000円」に改める。

別表第1 保健福祉部の表12の項のイ中「4,000円」を「4,100円」に改め、同表26の項事務の欄中「いう。）」の次に「及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この項において「旧法」という。）」を加え、同項中(2)の4及び(2)の5を削り、(2)の6を(2)の4とし、(2)の7を(2)の5とし、同項の(4)の3を次のように改める。

(4)の3 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	63,000円
--	----------------	---------

別表第1 保健福祉部の表26の項中(4)の6を(4)の7とし、(4)の5を(4)の6とし、同項の(4)の4中「第107条の2第1項」を「第108条第1項」に、「指定介護療養型医療施設の指定」を「介護医療院の許可」に、「指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料」を「介護医療院許可更新手数料」に改め、同項の(4)の4を同項の(4)の5とし、同項の(4)の3の次に次のように加える。

(4)の4 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	33,000円
--	----------------	---------

別表第1 保健福祉部の表26の項の(5)を次のように改める。

(5) 旧法第107条の 2第1項の規定に 基づく指定介護療 養型医療施設の指 定の更新の申請に 対する審査	指定介護 療養型医 療施設指 定更新申 請手数料	10,000円
---	--------------------------------------	---------

別表第1保健福祉部の表26の項中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)を(7)とする。

別表第1商工労働水産部の表6の項の(4)中「37,700円」を「33,900円」に改め、同項の(5)中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表10の項事務の欄中「及び」を「,」に改め、「政令」という。)の次に「及び計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項の(1)のイの(ア)のc中「250円」を「260円」に、「340円」を「350円」に、「11,400円」を「11,500円」に、「14,200円」を「14,300円」に、「19,000円」を「19,100円」に、「21,400円」を「21,500円」に、「37,900円」を「38,100円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)のc中「自動車等燃料油メーター」を「自動車等給油メーター」に改め、同項の(1)のエの(ウ)のd中「2,600円」を「2,650円」に改め、同項の(3)のアの(ア)のa中「2倍」を「, 2倍」に改め、同項の(4)中「700円」を「710円」に改め、同項の(6)のイの(イ)のb中「780円」を「790円」に、「8,800円」を「8,900円」に改め、同項の(6)のイの(イ)のc中「480円」を「490円」に、「650円」を「660円」に、「7,100円」を「7,200円」に改め、同項の(8)中「第115条」の次に「及び省令第45条第1項」を加え、同項の(9)中「第115条」の次に「及び省令第46条第1項」を加え、同項の(10)中「第115条」の次に「及び省令第48条」を加える。

別表第1農政部の表4の項の(4)のア及びイの(ア)中「34,200円」を「34,300円」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「68,400円」を「68,600円」に改める。

別表第1土木部の表2の項の(9)中「又は第13項ただし書」を「, 第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同項の(12)中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「建築物の建ぺい率制限特例等許可申請手数料」を「建築物の建蔽率制限特例等許可申請手数料」に改め、同項の(18)及び(21)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項の(26)の2中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「地区計画等区域内建築物の建ぺい率制限適用除外認定申請手数料」を「地区計画等区域内建築物の建蔽率制限適用除外認定申請手数料」に改め、同項の(33)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項の(36)中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表3の項の(2)中「16,900円」を「17,700円」に改め、同表9の項の(1)中「37,700円」を「33,900円」に改め、同項の(2)中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表14の項中「第115条第1項」を「第116条第1項」に改める。

別表第1危機管理局の表1の項の(2)のウ中「530,000円」を「570,000円」に改め、同項の(2)のエの(ア)中「830,000円」を「880,000円」に改め、同項の(2)のエの(イ)中「1,010,000円」を「1,070,000円」に改め、同項の(2)のエの(ウ)中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同

項の(2)のエの(㉔)中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同項の(2)のエの(㉕)中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同項の(2)のエの(㉖)中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同項の(2)のエの(㉗)中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同項の(2)のエの(㉘)中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉙)中「1,130,000円」を「1,180,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉚)中「1,340,000円」を「1,410,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉛)中「1,500,000円」を「1,580,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉜)中「1,830,000円」を「1,940,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉝)中「2,140,000円」を「2,260,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉞)中「4,350,000円」を「4,550,000円」に改め、同項の(2)のオの(㉟)中「5,570,000円」を「5,820,000円」に改め、同項の(2)のオの(㊱)中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同項の(2)のカの(㊲)中「5,750,000円」を「5,930,000円」に改め、同項の(2)のカの(㊳)中「7,250,000円」を「7,470,000円」に改め、同項の(2)のカの(㊴)中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同項の(14)のウの(㊵)中「410,000円」を「420,000円」に改め、同項の(14)のウの(㊶)中「540,000円」を「560,000円」に改め、同項の(14)のウの(㊷)中「700,000円」を「730,000円」に改め、同項の(14)のウの(㊸)中「920,000円」を「960,000円」に改め、同項の(14)のウの(㊹)中「1,040,000円」を「1,090,000円」に改め、同項の(14)のウの(㊺)中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同項の(14)のウの(㊻)中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同項の(14)のウの(㊼)中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項の(14)のエの(㊽)中「490,000円」を「530,000円」に改め、同項の(14)のエの(㊾)中「630,000円」を「680,000円」に改め、同項の(14)のエの(㊿)中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同項の(14)のエの(㉑)中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同項の(14)のエの(㉒)中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同項の(14)のエの(㉓)中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同項の(14)のエの(㉔)中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同項の(14)のエの(㉕)中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項の(14)のオの(㉖)中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同項の(14)のオの(㉗)中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同項の(14)のオの(㉘)中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同項の(16)中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項の(18)中「1,800円」を「1,900円」に改め、同項の(19)のア中「5,000円」を「6,500円」に改め、同項の(19)のイ中「3,400円」を「4,500円」に改め、同項の(19)のウ中「2,700円」を「3,600円」に改め、同項の(21)のアの(㉙)中「310,000円」を「320,000円」に改め、同項の(21)のアの(㉚)中「430,000円」を「460,000円」に改め、同項の(21)のアの(㉛)中「720,000円」を「750,000円」に改め、同項の(21)のアの(㉜)中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同項の(21)のアの(㉝)中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同項の(21)のアの(㉞)中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同項の(21)のアの(㉟)中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同項の(21)のアの(㊱)中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項の(21)のイの(㊲)中「2,660,000円」を「2,690,000円」に改め、同項の(21)のイの(㊳)中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同項の(21)のイの(㊴)中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同項の(22)中「2,800円」を

「2,900円」に改め、同項の(23)中「第17条の7第2項」の次に「において準用する法第13条の2第7項」を加え、同項の(24)中「第17条の7第2項」の次に「において準用する法第13条の2第7項」を加え、「1,800円」を「1,900円」に改め、同項の(25)のイ中「5,000円」を「5,700円」に改め、同項の(25)のイ中「3,400円」を「3,800円」に改め、同表3の項の(17)のイの(イ)中「180円」を「160円」に改め、同項の(17)のウの(イ)中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同項の(17)のウの(イ)中「220円」を「210円」に改め、同項の(17)のエの(イ)中「90円」を「80円」に改め、同表5の項の(13)中「19,000円」を「17,000円」に改める。

別表第1警察本部の表1の項の(5)中「11,000円」を「9,900円」に改め、同項の(7)中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同項の(18)中「8,000円」を「8,700円」に改め、同表3の項の(1)及び(2)中「第3条の2」を「第12条」に改め、同項の(3)中「2,400円」を「2,100円」に改め、同項の(4)中「第3条の2」を「第12条」に改め、同表4の項の(1)中「25,000円」を「22,000円」に改め、同表5の項の(2)中「4,600円」を「5,400円」に改め、同表6の項の(4)中「1,600円」を「1,800円」に改め、同項の(6)中「2,200円」を「1,900円」に改め、同表7の項の(1)の8中「2,000円」を「1,800円」に改め、同項の(4)のアの(イ)中「1,600円」を「1,550円」に改め、同項の(4)のアの(イ)中「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「1,850円」を「1,900円」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」に改め、同項の(4)のウの(イ)中「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に改め、同項の(4)のエの(イ)中「1,850円」を「1,900円」に改め、同項の(4)のオの(イ)中「1,750円」を「1,700円」に改め、同項の(4)のオの(イ)中「4,550円」を「4,800円」に改め、同項の(4)のカの(イ)中「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同項の(4)の2のイ中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に改め、同項の(4)の2のイ中「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同項の(5)中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同項の(6)のイ中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の(7)のイ中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の(7)の次に次のように加える。

(7)の2 法第97条の2第1項第3号若しくは第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査手数料	750円
---	-----------	------

別表第1警察本部の表7の項の(8)中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の(9)のイ中「23,100円」を「23,400円」に改め、同項の(9)のイ中「19,650円」を「19,500円」に改め、同項の(9)のウ中「14,500円」を「14,700円」に改め、同項の(9)のエ中「21,700円」を「21,500円」

に改め、同項の(10)中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の(11)のア中「14,600円」を「14,550円」に改め、同項の(11)のイ中「11,800円」を「11,850円」に改め、同項の(11)のウ中「9,400円」を「9,650円」に改め、同項の(11)のエ中「12,750円」を「12,450円」に改め、同項の(12)のア中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に改め、同項の(12)のイ中「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に改め、同項の(12)のウ中「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に改め、同項の(12)のエ中「1,050円」を「1,000円」に改め、同項の(13)の金額の欄を次のように改める。

ア 免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	2,500円
イ 免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	2,550円

別表第1警察本部の表7の項の(13)の3を削り、同項の(13)の4中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項の(13)の4を同項の(13)の3とし、同項の(13)の5中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項の(13)の5を同項の(13)の4とし、同項の(14)中「2,400円」を「2,350円」に改め、同項の(15)のウ中「2,100円」を「1,950円」に改め、同項の(15)のエの(ア)中「4,100円」を「4,450円」に改め、同項の(15)のエの(イ)中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項の(15)のエの(ウ)中「2,450円」を「2,800円」に改め、同項の(15)のオの(ア)中「4,100円」を「4,150円」に改め、同項の(15)のカ中「1,400円」を「1,500円」に改め、同項の(15)のク中「1,300円」を「1,400円」に改め、同項の(15)のケ中「650円」を「750円」に改め、同項の(15)のコの(ア)中「2,400円」を「2,450円」に改め、同項の(15)のシの(ア)中「4,650円」を「5,100円」に改め、同項の(15)のシの(イ)中「2,000円」を「2,250円」に改め、同項の(15)のスの(ア)中「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に改め、同項の(15)のスの(イ)中「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に改め、同項の(15)のセの(ア)中「5,650円」を「5,800円」に改め、同項の(15)のセの(イ)中「2,400円」を「2,350円」に改め、同項の(15)のソ中「13,200円」を「12,500円」に改め、同項の(15)のタ中「1,900円」を「2,000円」に改め、同項の(16)のイ中「2,750円」を「2,650円」に改め、同項の(16)のウ中「1,400円」を「1,800円」に改め、同項の(18)の金額の欄を次のように改める。

1,400円（公安委員会が認める高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の概要に関する講習を終了した者に対する講習にあつては、800円）
--

別表第1警察本部の表9の項の(8)中「2,000円」を「1,800円」に改め、同項の(12)中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表10の項の(1)中「13,000円」を「12,000円」に改め、同項の(2)中「1,900円」を「1,700円」に改め、同表11の項の(2)中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項の(3)中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の備考6の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表3の項及び4の項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,950円」を「2,000円」に改め、同表5の項中「2,000円」を「2,350円」に、「1,950円」を「1,900円」に、「2,500円」を「2,650円」に改め、同表6の項中「1,750円」を

「1,800円」に、「2,100円」を「2,050円」に改め、同表注1中「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同表注2中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改め、別表第1警察本部の表の備考7の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表2の項中「1,350円」を「1,400円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,350円」に改め、同表3の項中「1,250円」を「1,300円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「1,100円」を「1,250円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,550円」を「1,600円」に改め、同表6の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表注1中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同表注2中「を減ずるほか、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円」を「に150円を加算した額」に改める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1商工労働水産部の表10の項事務の欄並びに同項の(1)のエの(ウ)のc、(3)のアの(ア)のa、(8)、(9)及び(10)の改正規定、別表第1土木部の表2の項の(30)の改正規定及び同表14の項の改正規定、別表第1危機管理局の表1の項の(23)の改正規定及び同項の(24)の改正規定（「第17条の7第2項」の次に「において準用する法第13条の2第7項」を加える部分に限る。）並びに別表第1警察本部の表3の項の(1)、(2)及び(4)の改正規定並びに同表7の項の改正規定（同項の(7)の次に次のように加える部分及び同項の(13)の3を削り、同項の(13)の4を(13)の3とし、同項の(13)の5を(13)の4とする部分に限る。） 公布の日

(2) 別表第1危機管理局の表1の項の(16)、(18)、(19)及び(22)の改正規定、同項の(24)の改正規定（「1,800円」を「1,900円」に改める部分に限る。）並びに同項の(25)の改正規定並びに附則第3項 平成30年5月1日

2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、同号に掲げる改正規定の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県地域雇用創出推進基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県地域雇用創出推進基金条例を廃止する条例

鹿児島県地域雇用創出推進基金条例（平成21年鹿児島県条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年 6 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第12号

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

鹿児島県産業廃棄物税条例（平成16年鹿児島県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「保健所を設置する市にあつては、市長」を「廃棄物処理法第24条の 2 第 1 項の政令で定める市の長を含む」に、「第12条第 3 項」を「第12条第 5 項」に改める。

第13条第 4 項中「第15条第 4 項、第15条の 2、第15条の 3 及び」を「第15条の 2 の 2、第15条の 2 の 3 及び第15条の 3 並びに」に改める。

第19条中「第733条の18第 6 項」を「第733条の18第 7 項」に、「第733条の19第 4 項」を「第733条の19第 5 項」に改める。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の次に次の 2 条を加える。

（現行犯事件の臨検等を行うことができる間接地方税の指定）

第21条 産業廃棄物税は、地方税法施行令第 6 条の22の 4 第 6 号に規定する同条第 5 号に掲げる地方税に類する法定外目的税であつて条例で指定するものとする。

（夜間執行の制限を受けない地方税の指定）

第22条 産業廃棄物税は、地方税法施行令第 6 条の22の 9 第 4 号に規定する法定外目的税であつて条例で指定するものとする。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号の改正規定、第13条第 4 項の改正規定及び第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第13号

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年鹿児島県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 1 章の章名を削る。

第 1 条中「，国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の 3 の規定に基づき」を削る。

第 6 条中「次に掲げる」を「第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する」に改め，同条各号を削る。

第 2 章及び第 3 章並びに第 4 章の章名を削る。

第13条を第 7 条とする。

附 則

- 1 この条例は，平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の規定により貸し付けられた国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険財政の安定化に係る貸付金については，なお従前の例による。

.....

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第14号

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100,000分の41」を「零」に改める。

附則第 2 項中「第14条の 2」を「第14条」に改める。

附 則

この条例は，平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし，附則第 2 項の改正規定は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第15号

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年鹿児島県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 貸付事業（第 7 条—第10条）
- 第 3 章 交付事業（第11条—第14条）

第4章 繰入れ（第15条・第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

第2条中「一般会計」を「国民健康保険事業特別会計」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

基金には、法第81条の2第2項及び第6項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第21条の規定により算定した繰入金の額及び算定政令第22条第2項の規定により算定した市町村から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の総額の3倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。

第2条に次の1項を加える。

- 3 拠出金を徴収する場合における基金への積立ては、市町村が拠出金を納付する年度において行うものとする。拠出金の全てが市町村が拠出金を納付する時期までに納付されない場合も、同様とする。

第6条中「貸付け」の次に「（以下「貸付け」という。）」を、「の交付」の次に「（以下「交付」という。）」を加える。

第7条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、同条を第17条とし、同条の前に次の3章及び章名を加える。

第2章 貸付事業

（貸付けの要件及び額）

第7条 知事は、法第81条の2第9項第1号の収納不足市町村に対し、算定政令第14条第2項及び第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付けるものとする。

（償還）

第8条 貸付金の償還は、当該貸付けを受けた年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の2年後の年の4月1日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、次条の規定により償還期限が延期された場合又は貸付けを受けた市町村が第10条に規定する償還を行う場合は、この限りでない。

- 2 貸付けを受けた市町村は、償還期限までに貸付金の償還を行わなかったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（償還期限等の延期）

第9条 知事は、災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認める場合は、貸付けを行った年度の初日の属する年の7年後の年の4月1日の属する年度の末日まで貸付金の償還期限を延期することができる。各年度に行う償還についても、同様とする。

（繰上償還）

第10条 知事は、市町村が偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき、又は貸付けを受けた市町村が貸付けの目的以外の目的に貸付金を使用したとき、若しくは知事の定める貸付けの条件に従わなかったときは、当該市町村に対する貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 貸付けを受けた市町村は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

第3章 交付事業

（交付の要件及び額）

第11条 知事は、算定政令第17条第1項の要件を満たし、次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、同条第2項及び第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額の交付を行うものとする。

- (1) 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- (2) 前号に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

（拠出金）

第12条 各年度において知事が法第81条の2第4項の規定により市町村に対して納付を求める拠出金の総額については、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。

2 前項の拠出金は、県内の全市町村が負担するものとする。この場合において、各市町村が負担する額は、当該年度における第1号に掲げる額に同年度における第2号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 前項に規定する額
- (2) ア及びイに掲げる数を合算した数をウに掲げる数で除して得た数

ア アに掲げる数にイに掲げる数を乗じて得た数

ア 算定政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数

イ 算定政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合

イ 算定政令第9条第1項第3号ロの一般納付金被保険者数等割合

ウ アアに掲げる数に1を加えた数

3 知事は、第1項の規定により各市町村の拠出金の額を算定した場合には、各市町村に対して拠出金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

4 市町村は、前項の規定により通知された納付期限までに拠出金を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（拠出金の徴収及び徴収期限の延期）

第13条 拠出金の徴収は、前条第1項の規定により算定した額について、当該拠出金に係る交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、当該年度に徴収することが困難であると認められる場合は、徴収期限を延期することができる。

(交付金の返還)

第14条 知事は、市町村が偽りその他不正の手段により交付を受けたとき、又は交付を受けた市町村が交付の目的以外の目的に交付金を使用したとき、若しくは知事の定める交付の条件に従わなかったときは、当該市町村に対する交付金の全部又は一部を返還させることができる。

第 4 章 繰入れ

(国民健康保険事業特別会計への繰入れの要件及び額)

第15条 知事は、法第81条の2第2項に該当する場合、算定政令第18条第2項の規定により算定した額を限度として、その範囲内で基金を取り崩し、国民健康保険事業特別会計に繰り入れるものとする。

(繰入れ及び繰入期限の延期)

第16条 前条の規定により取り崩した額の基金への繰入れは、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の2年後の年の4月1日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日の属する年の7年後の年の4月1日の属する年度の末日まで繰入期限を延期することができる。

第 5 章 雑則

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第16号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和49年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 第1学年から第6学年までのいずれかの学年に在籍している者（前号の規定による貸与契約（現に効力を有するものに限る。）の相手方を除く。）

第3条第3号を削る。

第4条第1項の表を次のように改める。

区	分	金 額
前条第1号の規定による貸与契約の相手方（以下	第1学年	入学金に相当する額，授業料に相当する額及び生活費

「第1号修学生」という。）	第2学年及び第3学年	授業料に相当する額及び生活費
	第4学年から第6学年まで	授業料に相当する額，生活費及び図書購入費 (200,000円)
前条第2号の規定による貸与契約の相手方（以下「第2号修学生」という。）	第1学年から第6学年まで	生活費

第8条第1項第1号中「又は第2号修学生」を削り，同号ウ中「次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ通算して同表の右欄に掲げる期間」を「通算して6年間」に改め，同号ウの表を削り，同項第2号中「第3号修学生」を「第2号修学生」に改め，同号イを次のように改める。

イ 義務勤務履行期限までに，通算して修学資金の貸与期間に相当する期間へき地医療機関等において知事が別に定める診療科の業務に従事したこと。

第9条第1項第2号中「又は第2号修学生」を削り，同項第3号中「第3号修学生」を「第2号修学生」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，この条例の施行の日以後に改正後の条例第3条の規定により結ばれるへき地勤務医師等修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）に係るへき地勤務医師等修学資金について適用し，同日前に改正前のへき地勤務医師等修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定により結ばれた貸与契約に係るへき地勤務医師等修学資金については，なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際，改正前の条例第3条の規定による貸与契約の相手方である者は，改正後の条例第3条第2号の規定にかかわらず，同条の申請をすることができない。

.....

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第17号

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第43条」を「第39条の3及び第43条」に、「第109条」を「第105条の3及び第109条」に改め、「第140条の13」の次に「第140条の15」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第18号

鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第159条」の次に「第166条」を加える。

第5条第1項中「指定介護予防通所介護事業者、基準該当介護予防通所介護事業者、」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第19号

鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年鹿児島県条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例をここに公

布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第20号

鹿児島県介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき，介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

(介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 法第111条第1項から第3項までに規定する条例で定める介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準は，次条及び第5条に定めるもののほか，介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）で定める基準の例による。この場合において，省令第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは，「2年間（第1号及び第3号に掲げる記録にあっては，5年間）」とする。

(入所者に対する虐待の防止等)

第4条 介護医療院は，入所者に対する虐待の防止及び入所者の権利の擁護に努めなければならない。

(非常災害に関する具体的計画等)

第5条 介護医療院が定める非常災害に関する具体的計画は，火災，震災，風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 介護医療院は，前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 介護医療院は，非常災害時における入所者の安全を確保するため，地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，知事が別に定める。

附 則

この条例は，平成30年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び鹿児島

島県指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第21号

鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び鹿児島県指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年鹿児島県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に，「第21条の 5 の18第 1 項」を「第21条の 5 の19第 1 項」に改める。

第 3 条中「第21条の 5 の18第 1 項」を「第21条の 5 の19第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「者(」の次に「居宅訪問型児童発達支援及び」を加える。

第 5 条中「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に改める。

(鹿児島県指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年鹿児島県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「第24条の 9 第 2 項」を「第24条の 9 第 3 項」に，「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は，平成30年 4 月 1 日から施行する。

.....

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第22号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和45年鹿児島県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 条第 1 項第11号，第 2 項第10号，第 3 項第 7 号及び第 4 項第 5 号」を「第 1 条第 1 項第 8 号，第 2 項第 7 号及び第 3 項第 5 号」に，「営業施設」を「施設」に改める。

第 4 条第 1 号中「つとめて」を「努めて」に改め，同条第 2 号を次のように改める。

(2) 照明

照明設備は、定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

また、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

第4条第3号を削り、同条第4号ア中「毎日そうじ」を「定期的に清掃」に改め、同号イ中「つとめる」を「努める」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号アを削り、同号イ中「ふとん」を「布団」に、「まくら」を「枕」に改め、同号イを同号アとし、同号ウ中「ゆかた」を「寝衣」に、「イ」を「ア」に、「洗たく」を「洗濯」に改め、同号ウを同号イとし、同号に次のように加え、同号を同条第4号とする。

ウ 寝具は、適切に洗濯及び管理を行うこと。

第4条第6号ア中「浴そう」を「浴槽」に、「じゅうぶん」を「十分」に改め、同号イを削り、同号ウ中「脱衣だな」を「脱衣棚」に、「脱衣かご」を「脱衣籠」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、同号を同条第5号とし、同条第7号ア中「じゅうぶん」を「十分」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号イ中「つとめる」を「努める」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を削る。

第6条を次のように改める。

（構造設備の基準）

第6条 政令第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準、同条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。
- (2) 共同浴室及び当該浴室に係る設備は、規則で定める構造設備の基準を満たすこと。
- (3) 共同浴室には、適当な規模の脱衣場を隣接して設けていること。
- (4) 便所は、防虫及び防臭のための設備を有すること。

2 知事は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設については、公衆衛生上支障のない範囲内において、前項に規定する構造設備の基準を緩和することができる。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

.....

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第23号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条の表中「4,000円」を「4,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に捕獲され、同日に現に抑留されている犬に係る抑留犬返還手数料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第24号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「14,740円」を「14,760円」に改め、同項第3号中「10,580円」を「10,590円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島臨海環境整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第25号

鹿児島臨海環境整備基金条例を廃止する条例

鹿児島臨海環境整備基金条例（平成5年鹿児島県条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

.....

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第26号

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例（平成27年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「108,800円」を「110,560円」に改め、同項第2号中「135,360円」

を「136,960円」に改め、同項第3号中「347,600円」を「353,200円」に改め、同項第4号中「116,240円」を「118,570円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

指定種子生産審査条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第27号

指定種子生産審査条例を廃止する条例

指定種子生産審査条例（昭和27年鹿児島県条例第56号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第28号

鹿児島県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 鹿児島県道路占用料徴収条例（昭和28年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第3項から第5項までを削る。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料			
		単 位	所 在 地		
			第2級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	円 760	円 650	円 630
	第2種電柱		1,200	1,000	970
	第3種電柱		1,600	1,400	1,300
	第1種電話柱		680	580	570
	第2種電話柱		1,100	930	900
	第3種電話柱		1,500	1,300	1,200
	その他の柱類		68	58	57

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7	6	6
	地下に設ける電線その他の線類		4	4	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	670	570	550
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	410	350	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,200	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		570	490	480
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,300	900	580
	家屋その他これに類する工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	680	580	570
	その他のもの		1,400	1,200	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	29	25	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		41	35	34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		61	53	51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		82	70	68
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120	110	100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160	140	140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		290	250	240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		410	350	340
	外径が1メートル以上のもの		820	700	680
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,200	1,100	

法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	階数が1のも の	Aに0.005を乗じて得た 額			
		階数が2のも の	Aに0.008を乗じて得た 額			
		階数が3以上 のもの	Aに0.01を乗じて得た額			
	通路	上空に設ける もの	1,700	450	290	
		地下に設ける もの	1,000	270	170	
		その他のもの	410	350	340	
その他のもの		1,400	1,200	1,100		
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼，縁日その他の催しに 際し，一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	33	9	6
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	330	90	58
政令第7 条第1号 に掲げる 物件	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	330	90	58
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	3,300	900	580
	標識		1本につき1年	1,100	930	900
	旗ざお	祭礼，縁日そ の他の催しに 際し，一時的 に設けるもの	1本につき1日	33	9	6
		その他のもの	1本につき1月	330	90	58
	幕（政令第 7条第4号 に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼，縁日そ の他の催しに 際し，一時的 に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	33	9	6
		その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	330	90	58
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	3,300	900	580
		その他のもの		1,700	450	290
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メ	1,400	1,200

政令第7条第3号に掲げる施設		一トルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額			
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	330	90	58	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140	120	110	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐	建築物		Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.01を乗じて	Aに0.014を乗じ	Aに0.017を乗じ	

車場		得た額	て得た額	て得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.019 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額		
	その他のもの	A に 0.034 を乗じて得た額		
政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.034 を乗じて得た額		
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.019 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額		
	その他のもの	A に 0.034 を乗じて得た額		
その他のもの		占用物件の種類ごとに知事が別に定める額		

別表備考1(1)中「甲地」を「第2級地」に改め、同表備考1(2)中「乙地」を「第4級地」に、「鹿児島市以外の市」を「鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、奄美市、始良市、大島郡瀬戸内町及び同郡龍郷町」に改め、同表備考1(3)中「丙地」を「第5級地」に、「町及び村」を「阿久根市、西之表市、日置市、曾於市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町及び同郡与論町」に改める。

(鹿児島県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（平成23年鹿児島県条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「以後」を「から平成30年3月31日まで」に改め、同項第2号中「以降」を

「から平成29年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鹿児島県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成31年3月31日までの間における改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「鹿児島県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年鹿児島県条例第28号）附則別表」とする。

4 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定により同意を得ている占用物件（以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用の期間に係る各年度の占用料の額は、既存占用物件ごとに当該各年度の前年度の占用料の額（前年度における占用の期間が各年度における占用の期間と異なる場合にあっては、当該前年度における占用の期間に代えて当該各年度における占用の期間を用いて算出した額。以下「前年度の占用料の額」という。）に1.2を乗じて得た額が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額を超えない場合には、前2項の規定にかかわらず、前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額とする。

(1) 平成30年度 前項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第2条の規定により算定した占用料の額

(2) 平成31年度以降 改正後の条例第2条の規定により算定した占用料の額

附則別表

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			所 在 地				
			第2級地	第4級地		第5級地	
旧乙地	旧丙地	旧乙地		旧丙地			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	円	円	円	円	円
			930	670	650	660	630
	第2種電柱		1,400	1,100	1,000	1,000	970
	第3種電柱		1,900	1,400	1,400	1,400	1,300
	第1種電話柱		820	600	580	600	570
	第2種電話柱		1,300	960	930	950	900
	第3種電話柱		1,800	1,400	1,300	1,300	1,200
その他の柱類	82	60	58	60	57		

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	8	6	6	6	6
	地下に設ける電線その他の線類	1年	5	4	4	4	3
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	800	590	570	580	550
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	490	360	350	360	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,700	1,200	1,200	1,200	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		690	510	490	500	480
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,700	1,300	940	1,100	780
	家屋その他これに類する工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	820	600	580	600	570
	その他のもの		1,700	1,200	1,200	1,200	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	35	26	25	25	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		49	36	35	36	34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		73	55	53	54	51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		96	72	70	71	68
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未		150	110	110	110	100

	満のもの							
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200	150	140	150	140	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		350	260	250	250	240	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		490	360	350	360	340	
	外径が1メートル以上のもの		960	720	700	710	680	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,700	1,200	1,200	1,200	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額					
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額					
	通路	上空に設けるもの	4,500	630	470	550	390	
		地下に設けるもの	2,700	380	280	330	230	
		その他のもの	490	360	350	360	340	
	その他のもの			1,700	1,200	1,200	1,200	1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	87	13	10	11	8	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	870	130	94	110	78	

政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	870	130	94	110	78
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	8,700	1,300	940	1,100	780
	標識		1本につき1年	1,300	960	930	950	900
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	87	13	10	11	8
		その他のもの	1本につき1月	870	130	94	110	78
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	87	13	10	11	8
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	870	130	94	110	78
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	8,700	1,300	940	1,100	780
		その他のもの		4,500	630	470	550	390
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1	1,700	1,200	1,200	1,200
政令第7条第3号に掲げる施			ルにつき1	Aに0.034を乗じて得た額				

設		年						
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1	870	130	94	110	78	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		月	170	120	120	120	110	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額				
その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額					
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及	建築物			Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額

び自動 車駐車 場			額	額	額	額	額
政令第 7条第 11号に 掲げる 応急仮 設建築 物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	A に 0.015 を乗じ て得た 額	A に 0.019 を乗じ て得た 額	A に 0.019 を乗じ て得た 額	A に 0.024 を乗じ て得た 額	A に 0.024 を乗じ て得た 額	A に 0.024 を乗じ て得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額					
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額					
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額					
政令第 7条第 13号に 掲げる 施設	トンネルの上又は高 速自動車国道若しく は自動車専用道路 （高架のものに限 る。）の路面下に設 けるもの	A に 0.015 を乗じ て得た 額	A に 0.019 を乗じ て得た 額	A に 0.019 を乗じ て得た 額	A に 0.024 を乗じ て得た 額	A に 0.024 を乗じ て得た 額	A に 0.024 を乗じ て得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額					
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額					
その他のもの		占用物件の種類ごとに知事が別に定める額					

備考 この表において、「第2級地」、「第4級地（旧乙地）」、「第4級地（旧丙地）」、「第5級地（旧乙地）」及び「第5級地（旧丙地）」とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

- (1) 第2級地 鹿児島市の区域をいう。
- (2) 第4級地（旧乙地） 第4級地のうち市の区域をいう。
- (3) 第4級地（旧丙地） 第4級地のうち町の区域をいう。
- (4) 第5級地（旧乙地） 第5級地のうち市の区域をいう。
- (5) 第5級地（旧丙地） 第5級地のうち町及び村の区域をいう。

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第29号

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第68号）の一部を次のように

改正する。

別表第1電気，ガス又は水道施設用地の項中「34円50銭」を「69円」に，「65円」を「130円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の期間に係る使用料について適用し，施行日前の使用の期間に係る使用料については，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，施行日から平成31年3月31日までの間における改正後の条例別表第1の規定の適用については，同表電気，ガス又は水道施設用地の項中「69円」とあるのは「52円」と，「130円」とあるのは「97円50銭」とする。

.....

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第30号

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例

鹿児島県都市公園条例（昭和45年鹿児島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「10平方メートル」の次に「（県の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは，10平方メートルから当該市民緑地の県民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第1条の6第1項中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め，同条に次の1項を加える。

- 5 都市公園についての政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は，政令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り，当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第1条の7を第1条の8とし，第1条の6の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限等）

第1条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は，100分の50とする。

第8条第1項第6号及び第12条第1項第3号中「電光掲示盤」を「大型映像装置」に改める。

第22条の2中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第11中「電光掲示盤」を「大型映像装置」に，「49,680円」を「53,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。ただし，第1条の3，第1条の6第1項及

び第22条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の鹿児島県都市公園条例別表第11の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第31号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第32号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「3,249人」を「3,243人」に改め、同条第3号中「1,513人」を「1,541人」に改め、同条第4号中「11,966人」を「12,088人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第33号

鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例

鹿児島県監査委員条例（昭和39年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「選任する」を「選任される」に改め、同条中「第196条第1項」を「第196条第6項」に改め、「規定により」を削り、「選任する」を「選任される」に改める。

第4条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第9条中「第22条の5」を「第22条の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は公布の日から、第4条第1項の改正規定は平成32年4月1日から施行する。